

特殊詐欺にあわないために

ご自宅の電話機に対策を！

振り込め詐欺や悪徳商法等の特殊詐欺の多くは、1本の「電話」がきっかけとなっています。不審な電話に出ないように対策することが、犯罪被害防止に非常に有効です。

(例)この電話は特殊詐欺を防止するため、
通話内容が録音されます！



●被害を防ぐための対策

- 1 電話番号通知サービスを利用し、「非通知」の電話に応答しない。
- 2 常時留守番電話に設定し、内容が確認できるまで応答しない。
- 3 自動応答・通話自動録音機能を有する機器等の活用←補助対象になります。

●板倉町特殊詐欺等対策機器購入費補助金

町では、特殊詐欺を未然に防ぐため、特殊詐欺等対策機器を購入された
65歳以上のかたを対象に、購入費の一部を補助します。

補助金の額

購入費用の2分の1以内で上限6,000円

詳しくは、下記の連絡先にお問合せください。

※ 申請できる期間は、購入日から1年以内に限ります。
(1世帯1台かつ1回限り申請が可能。)



お問合せ
総務課 安全安心係
Tel: 82-6123

家庭用防犯カメラ設置費補助金

犯罪を未然に防止するため、町内の住宅等に家庭用防犯カメラを設置したかたに対し、**費用の一部（最大2万円）を補助**します。

◆ 制度の概要

対象となる 防犯機器	◎必須となる防犯機器 ・ 家庭用防犯カメラ ※ <u>家庭用防犯カメラを設置している旨の表示</u> （ステッカーなど）が必要となります。		防犯カメラ作動中
	○防犯カメラと併せて設置することで対象となる防犯機器 ・ センサーライト ・ センサーアラーム ・ その他防犯設備（町長が認めるもの） （例）録画機能付きドアホン、ダミーカメラ等		
設置条件	自己の居住する住宅及び自己の所有する事業用施設に設置したもの ※ <u>農業用ハウスや車庫、駐車場など設置場所は幅広く対象となります。</u>		
補助金額	防犯機器の購入費、設置費及び家庭用防犯カメラを設置している旨の表示に係る経費に要した費用の2分の1以内の額で、上限2万円。 ※ <u>補助金額の上限内であれば、複数の防犯機器を併せて申請することもできます。</u>		

◆ 申請の方法

家庭用防犯カメラを購入した日（設置をした日）から1年以内に、下記の書類を整えて、総務課安全安心係まで提出してください。

提出書類	注意事項
1 申請書兼実績報告書	町HP又は総務課安全安心係の窓口で配布
2 領収書の写し	対象機器の品名及び販売店等が記載されており、これを購入又は設置したことを証するもの
3 設置状況が分かる写真	・設置前・設置後の写真 ・防犯カメラが設置されている旨の表示（ステッカーなど）の写真
4 住宅等所有者の同意者	住宅等所有者以外が申請する場合 （町HP又は総務課安全安心係の窓口で配布）

※詳細は総務課安全安心係（TEL：82-6123）までご連絡ください